

令和4年10月1日より新設
オンライン資格確認導入済み、および導入後に算定可能となる
「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について

株式会社スカイ・エス・エイッチ

■算定要件

初診に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合にあつては、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を所定点数に加算する。

※小児科外来診療料、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、小児かかりつけ診療料及び外来腫瘍化学療法診療料についても同様。

■算定可能となる施設基準（厚生局へ届出の必要はありません）

- ① 電子情報処理組織（オンライン請求）を使用した診療報酬請求を行っていること。
- ② 「オンライン資格確認」を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- ③ 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - (ア) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - (イ) 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

具体的な例

- ・ 当該保険医療機関のホームページへの掲載
- ・ 自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載
- ・ 医療機能情報提供制度等への掲載

【 参考 】

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（2点）を算定する要件（主なもの）

- ・ 薬剤情報等を取得し活用した場合
- ・ 薬剤情報等を取得しようとしたが情報がなかった場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（4点）を算定する要件（主なもの）

- ・ 薬剤情報等を取得しなかった場合
- ・ 薬剤情報等を取得しようとしたが患者の同意が得られなかった場合
- ・ 薬剤情報等を取得しようとしたが患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合
- ・ 薬剤情報等を取得しようとしたが患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合

施設基準は満たしているが算定できない場合

- ・ 情報通信機器を用いて初診を行う場合
- ・ 往診で初診を行う場合

💡 上記、ケース別の算定要件（こういった時は算定できるの？等）や、解釈についてのご質問は、医師会や保団連（保険医協会）等へお問い合わせをお願いいたします。

■入力方法

設定による自動算定ではありません。手入力をお願いいたします。

❖ 初診の場合

初診料の剤内に加算を入力します。

▪ 診療行為コード

111015970 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（初診） 4点

111016070 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診） 2点

画面例) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診）の場合

診区	入力コード	名称	数量・点数	
11	111000110	* 初診料		
	111013770	機能強化加算（初診）		
	111014870	外来感染対策向上加算（初診）		
	111014970	連携強化加算（初診）		
	111015070	サーベイランス強化加算（初診）		
	111016070	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（初診）	380 X 1	380

❖ 診療料の場合（小児科外来診療料や小児かかりつけ診療料など）

診区「.130 管理料」を入力し、その下に以下の診療行為コードを入力します。

（診療料と同剤で入力しないように（診療料の真下に入力等）ご注意ください。）

▪ 診療行為コード

113045070 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（医学管理等） 4点

113045170 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医学管理等） 2点

画面例)

小児科外来診療料算定時に医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医学管理等）を算定する場合

13	113037410	*C小児かかりつけ診療料1（処方箋を交付しない）初診時		
	113028970	機能強化加算（初診）（小児かかりつけ診療料）		
	113033790	外来感染対策向上加算（医学管理等）		
	113033890	連携強化加算（医学管理等）		
	113033990	サーベイランス強化加算（医学管理等）	848 X 1	848
13	.130	* 管理料		
	113045170	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（医学管理等）	2 X 1	2